

## 基金に対する構成員の意見等及び来年度の取扱い

平成24年2月20日 公共施設再配置推進課作成

### 1 構成員の意見等

- ・ 既存基金とは分類したほうが市民にもわかりやすい。
- ・ 原資の確保に不安が残る。
- ・ 少し強引にでも積立てを行っていく必要がある。
- ・ 公共施設整備基金と性質が似ているが、今後、開発行為の負担金が多くなるとも思えないので、逆に再配置のための基金に負担金を積み立ててしまうということでも良いのでは。
- ・ 行革推進プランと重複しない効果額を積み立てることから、行革推進プランの進行状況の把握を強化する必要がある。
- ・ 平成28年度以降の再配置計画の実行による効果額について、総合計画を推進するための費用（＝次期行革推進プランの効果額）とするのか、基金への積立てとするのかについては、考え方を整理しておく必要がある。
- ・ 基金への積立ては、現行革推進プランが総合計画推進のための財源不足を補えることを前提としているため、行革推進プランの進捗よくや社会情勢の変化によりさらに財源不足が起きた場合には、この前提条件を見直すことになる。
- ・ 本庁舎の建替えが必要となる場合にも、基金を使用できるようにしておいてほしい。

### 2 来年度の取扱いについて

上記意見等も踏まえ、事務局で検討した結果、来年度の公共施設の再配置に必要な基金への積立ては、以下のとおりとすることで予算計上を行った。

- ① 現時点では、積立ての原資が少ないことから、平成24年度においては、既存の公共施設整備基金への積立てを行う。今後、毎年度の積立ての原資が大きくなった場合、又は積立ての残高が大きくなった場合に、再配置計画の進行のために必要となる基金の設置（既存の基金の改正を含む）を検討する。
- ② 金額については、保健福祉センターの郵便局㈱への賃貸料から、証明書発行業務を行うために必要な経費（初年度のみ臨時的経費を含む。）を差し引いた額とする。（詳細は、シンボル事業②調整WG配付資料を参照。現段階では、見込みのため、年度末において実績に応じた額を再計算し、最終的な積立て金額を確定させる。）
- ③ 開発行為の負担金と混在してしまうため、再配置計画の効果額による積立金については、残高を台帳等により管理し、再配置計画の進行以外の用途に使用しないようにする。